

令和4年度

福島県衛生検査精度管理調査報告書

福島県

福島県衛生検査精度管理委員会

はじめに

この報告書は、令和4年度福島県衛生検査精度管理調査の結果をとりまとめたものです。

本調査は、県内の衛生検査所における検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的としており、一般社団法人福島県臨床検査技師会への委託事業として、毎年度、ブラインド方式により実施しています。

今年度は8施設の衛生検査所が参加し、実施した生化学的検査、血液学的検査、血清学的検査及び微生物学的検査の調査において、結果は概ね満足すべき水準でした。

今後とも、本調査がより一層効果的なものとなりますよう必要な見直しを行いながら継続的に実施していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、本調査の実施に御尽力いただきました福島県衛生検査精度管理委員の皆様、並びに一般社団法人福島県臨床検査技師会に厚く御礼申し上げますとともに、本調査に御協力くださいました関係機関の皆様方に対し、心より御礼申し上げます。

令和5年3月

福島県保健福祉部薬務課
課長 風間 秀元

目次

令和4年度福島県衛生検査精度管理事業実施方針	・・・	1ページ
令和4年度福島県衛生検査精度管理事業実施経過表	・・・	3ページ
令和4年度福島県衛生検査外部精度管理調査参加施設一覧	・・・	4ページ
精度管理調査項目別結果及び講評	・・・	5ページ
福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	・・・	18ページ
福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	・・・	19ページ
令和4年度福島県衛生検査精度管理委員名簿	・・・	20ページ

令和4年度福島県衛生検査精度管理事業実施方針

1 目的

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的とし、事業を実施する。

2 事業の実施主体

福島県（外部精度管理調査については、中核市も含み、一般社団法人福島県臨床検査技師会に外部委託して実施する。）

3 実施内容

(1) 衛生検査精度管理委員会の開催（年2回開催予定）

- ・ 事業実施方針の検討
- ・ 精度管理調査結果の解析
- ・ 衛生検査所立入検査の実施方法の検討
- ・ 立入検査の結果検討

(2) 外部精度管理調査

ブラインド方式を含めた外部精度管理調査を実施する。

【実施項目】

- ・ 生化学検査（9項目）AST、ALT、LD、 γ -GT、AMY、ALP、HDL-C、LDL-C、UA
- ・ 血液学検査（6項目）WBC、RBC、Hb、Hct、Plt、WBC自動5分類
- ・ 血清学検査（2検体）腫瘍マーカー、甲状腺項目
- ・ 細菌学検査（2検体）医療機関用（菌同定、感受性試験）1検体
保菌検査用（菌同定）1検体

保菌検査のみの検査所も参加できるように、細菌検査は2検体準備

(3) 衛生検査所の立入検査

2カ所予定（県所轄の施設）

4 年間スケジュール

令和4年7月13日	一般社団法人福島県臨床検査技師会との委託契約
7月22日	第1回衛生検査精度管理委員会 ・令和4年度事業方針及び精度管理実施項目の検討等
8月～12月	外部精度管理調査の実施（県技師会） （下記の※事務については薬務課対応）
8月中旬	外部精度管理調査の実施通知（申込書の発送）※
8月下旬	申込み締切
9月下旬	協力医療機関の選定、協力依頼※
10月上旬	検査依頼伝票、容器等の収集※
10月下旬	検体配布（協力医療機関より依頼）
11月中旬	結果報告の締切
12月上旬	結果の解析
令和5年1月～ 2月	衛生検査所立入検査
令和5年2月中旬	第2回衛生検査精度管理委員会 ・衛生検査精度管理事業報告書の内容検討 ・立入検査の結果検討
令和5年3月	衛生検査精度管理事業報告書の作成・配付

令和4年度福島県衛生検査精度管理事業実施経過票表

令和4年 7月13日(水)	一般社団法人福島県臨床検査技師会との委託契約
7月22日(金)	第1回衛生検査精度管理委員会 (事業方針及び精度管理実施項目の検討等)
8月5日(金)	外部精度管理調査(ブラインド方式) 実施通知(申込書の発送 → 8月26日(金)締切)
9月13日(火)	協力機関の選定に係る事前アンケート
10月4日(火)	県医師会長、各教育委員会委員長へ協力依頼 協力機関(8施設)へ依頼
10月13日(木) ～20日(木)	協力機関より検査依頼伝票、容器等の収集 → 県技師会へ引き渡し
11月10日(木) ～12月5日(月)	調査検体配布 ※ 県技師会対応 (協力機関より調査対象検査所へ検査依頼)
12月27日(火)	検査結果報告完了 (調査対象衛生検査所 → 協力機関 → 県技師会)
令和5年 1月26日(木)	結果解析完了 ※ 県技師会対応
3月8日(水) 10日(金)	衛生検査所(2施設)立入検査
3月31日(金)	第2回衛生検査精度管理委員会(書面開催) (精度管理調査報告書(案)のまとめ)

令和4年度福島県衛生検査外部精度管理調査参加施設一覧

所管	衛生検査所名	所在地
福島県	福島衛生検査所	本宮市本宮字舘町161番地2
福島市	株式会社環境分析研究所	福島市東浜町22-2
	BML福島	福島市御山字一本木29-1
	公益財団法人福島県保健衛生協会	福島市方木田字水戸内19-6
郡山市	株式会社江東微生物研究所 郡山ラボラトリー	郡山市喜久田町卸三丁目24
	BML郡山	郡山市並木三丁目2-7
いわき市	株式会社江東微生物研究所 東北中央研究所	いわき市好間工業団地4-18
	昭和メディカルサイエンス いわきラボ	いわき市内郷綴町金谷19-15

精度管理調査項目別結果及び講評

1 生化学的検査・血液学的検査

○はじめに

今年度も、協力医療施設から登録衛生検査所に対して調査検体を依頼し、生化学的検査・血液学的検査を昨年度同様5施設で実施した。また、参照検査室2施設の協力を得た。

○実施検査項目

生化学的検査(9項目) AST、ALT、LD、ALP、 γ -GT、AMY、HDL-C、LDL-C、UA。

※ 試料は配布当日に解凍した市販凍結血清。

血液学的検査(6項目) WBC、RBC、Hb、Hct、Plt、WBC自動5分類。

※ 試料は配布当日にボランティアから採血した血液検体。

○結果

【生化学的検査】

AST、ALT、LD、ALP、 γ -GT、AMY、UAは変動係数(CV)が3%以内で良好な結果だった。HDL、LDLについては、使用試薬による反応性の違いにより、結果が2グループに分別された。

基準範囲においては昨年同様に統一化がされていない。

【血液学的検査】

昨年度と同様な結果であり、大きな差は認められなかった。WBC、Pltについては若干のバラツキがあるが、これは測定器メーカー間差があると思われる。白血球自動分類において、1施設で依頼ミスがあり評価対象外とした。各項目の検査結果の表記方法が施設により異なっている点については、昨年同様、登録衛生検査所のみならず、各医療機関においても統一されておらず大きな変化はみられなかった。

○総括

今回の調査した登録衛生検査所の測定値には大きなバラツキがなくデータ間差は認められなかった。生化学的検査・血液学的検査ともに昨年同様に良好な結果だった。また、1施設で血液像のチェックミスがあり評価対象外となってしまった。次年度において再発防止に努めたい。

日本臨床検査標準協議会(JCCLS)では各関係学会、団体と協議を重ね共用基準範囲、単位を設定しているため今後は共有化が望まれる。生化学的検査・血液学的検査などの検体検査項目に関しては、自動化が進み測定精度が向上している。登録衛生検査所は多くの医療機関への正確で安定した検査データを提供する重要な責務を負っており、そのためには長期内部精度管理の実施と外部精度管理への参加が重要であり、今後も継続していただきたい。

最後に、今回協力していただきました各施設の皆様に感謝申し上げます。

令和4年度衛生検査所外部精度調査結果（生化学）

施設No.	AST	ALT	LD	ALP	γ -G T	AMY	H D L - C	L D L - C	U A
1	154	155	400	181	142	296	59	74	9.7
基準範囲	10-40	5-45	120-245	38-113	M79以下 F 48以下	39-134	M40-80 F 40-90	70-139	M3.6-7.0 F 2.7-7.0
5	152	150	392	175	141	294	62	75	9.9
基準範囲	10-40	5-45	124-222	38-113	M0-70 F 0-35	37-125	M40-86 F 40-96	70-139	M3.4-7.0 F 2.4-7.0
6	155	158	398	178	145	302	61	75	9.9
基準範囲	10-40	5-45	120-245	38-113	M79以下 F 48以下	39-134	M40-80 F 40-90	70-139	M3.6-7.0 F 2.7-7.0
7	150	152	392	179	139	295	51	98	9.8
基準範囲	11-35	6-39	124-222	38-113	M73以下 F 33以下	37-125	M40-79 F 40-90	70-139	M3.6-7.0 F 2.3-7.0
8	149	152	392	178	140	293	50	100	9.8
基準範囲	11-35	6-39	124-222	38-113	M73以下 F 33以下	37-125	M40-79 F 40-90	70-139	M3.6-7.0 F 2.3-7.0
	U/L	U/L	U/L	U/L	U/L	U/L	mg/dL	mg/dL	mg/dL

対照検査施設

A	155	154	403	179	144	303	50	99	9.9
基準範囲	13-30	10-42	124-222	38-113	13-64 9-32	44-132	38-90 48-103	65-163	3.7-7.8 2.6-5.5
B	156	154	391	171	143	308	61	69	9.8
基準範囲	13-30	10-42	124-222	38-113	13-64 9-32	44-132	38-90 48-103	65-163	3.7-7.8 2.6-5.5
	U/L	U/L	U/L	U/L	U/L	U/L	mg/dL	mg/dL	mg/dL

CV	1.64	1.55	1.13	1.72	1.41	1.75	9.29	15.30	0.71
平均値	152	153	395	178	141	296	57	84	9.8

日本臨床標準化協議会 (JCCLS) 共用基準範囲	13-30	10-42	124-222	38-113	13-64 9-32	44-132	38-90 48-103	65-163	3.7-7.8 2.6-5.5
------------------------------	-------	-------	---------	--------	---------------	--------	-----------------	--------	--------------------

令和4年度衛生検査所外部精度管理調査結果（血液学）

施設No.	WBC	Neutro	Lympho	Mono	Eosino	Baso	RBC	Hb	Ht	MCV	MCH	MCHC	Plt
1	4860	63.0	29.6	4.7	2.5	0.2	536	15.4	46.1	86.0	28.7	33.4	21.2
基準範囲	3500-9700	40-75	18-49	2.-10	0-8	0.-2	M438-577 F 376-516	M13.6-18.3 F 11.2-15.2	M40.4-51.9 F 34.3-45.2	M83-101 F 80-101	M28.2-34.7 F 26.4-34.3	M31.8-36.4 F 31.3-36.1	14.0-37.9
5	48×10 ²	※	※	※	※	※	541	15.0	45.7	84.7	27.7	32.8	19.4
基準範囲	M39-98×10 ² F 35-91×10 ²	36-79	18-59	0-8	0-6	0-2	M427-570 F 376-500	M13.5-17.6 F 11.3-15.2	M39.8-51.8 F 33.4-44.9	M82.7-101.6 F 79.0-100.0	M28.0-34.6 F 26.3-34.3	M31.6-36.6 F 30.7-36.6	M13.1-36.2 F 13.0-36.9
6	4650	63.0	29.7	4.5	2.6	0.2	540	15.2	45.3	84.0	28.1	33.6	20.8
基準範囲	3500-9700	42-74	18-50	1-8	0-7	0-2	M438-577 F 376-516	M13.6-18.3 F 11.2-15.2	M40.4-51.9 F 34.3-45.2	M83-101 F 80-101	M28.2-34.7 F 26.4-34.3	M31.8-36.4 F 31.3-36.1	14.0-37.9
7	5100	60	32	5.1	2.5	0.4	553	15.4	47.1	85.0	27.8	32.7	22.7
基準範囲	M3900-9700 F 3500-9100	48-61	25-45	4.0-7	1.0-5	0-1	M438-577 F 376-516	M13.6-18.3 F 11.2-15.2	M40.4-51.9 F 34.3-45.2	M83-101 F 80-101	M28.2-34.7 F 26.4-34.3	M31.8-36.4 F 31.3-36.1	14.0-37.9
8	4800	61.7	30.8	4.6	2.5	0.4	551	15.2	47.5	86.0	27.6	32.0	22.4
基準範囲	M3900-9700 F 3500-9100	48-61	25-45	4.0-7	1.0-5	0-1	M438-577 F 376-516	M13.6-18.3 F 11.2-15.2	M40.4-51.9 F 34.3-45.2	M83-101 F 80-101	M28.2-34.7 F 26.4-34.3	M31.8-36.4 F 31.3-36.1	14.0-37.9
	/μ l	%	%	%	%	%	×10 ⁴ /μ l	g/d l	%	f l	p g	%	×10 ⁴ /μ l

対照検査施設

A	4.6	62.1	29.1	5.7	2.9	0.2	5.39	14.8	45.1	83.8	27.5	32.9	217
基準範囲	4.0-9.0	28-77	17-57	0-10	0-10	0-2	M4.35-5.55 F 3.86-4.92	M13.7-16.8 F 11.6-14.8	M40.7-50.1 F 35.1-44.4	83.6-98.2	27.5-33.2	31.7-35.3	158-348
B	4.6	63.0	30.0	5.0	2.0	0.0	5.09	15.5	45.5	89.4	30.5	34.1	238
基準範囲	3.3-7.6	42-74	18-50	1.-8	0-7	0.-2	M4.35-5.55 F 3.86-4.92	M13.7-16.8 F 11.6-14.8	M40.7-50.1 F 35.1-44.4	83.6-98.2	27.5-33.2	31.7-35.3	158-348
	×10 ³ /μ l	%	%	%	%	%	×10 ⁶ /μ l	g/d l	%	f l	p g	%	×10 ³ /μ l
CV	3.46	0.88	1.88	8.85	11.59	63.25	2.48	1.51	1.85	2.06	3.48	1.92	6.09
平均値	4.8	62.6	30.0	4.6	2.5	0.3	5.44	15.2	46.3	85.1	28.0	32.9	21.3

推奨単位	×10 ³ /μ l	%	%	%	%	%	×10 ⁶ /μ l	g/d l	%	f l	p g	g/d l	×10 ³ /μ l	
日本臨床標準化協議会 (JCCLS) 共用基準範囲	3.3-7.6	記載なし						M4.35-5.55 F 3.86-4.92	M13.7-16.8 F 11.6-14.8	M40.7-50.1 F 35.1-44.4	83.6-98.2	27.5-33.2	31.7-35.3	158-348

2 血清学的検査(甲状腺項目・腫瘍マーカー)

○はじめに

今年度調査では、甲状腺項目より TSH と FT4、腫瘍マーカー項目より CEA と CA19-9 の計 4 項目を実施した。調査には市販のコントロール血清を使用し、低濃度域 1 濃度について調査を行った。参加施設は登録衛生検査所が 4 施設、対照として 2 病院の計 6 施設が参加した。

本来 5 施設参加の予定のところ、試料の配布に不備があり、1 施設で評価対象外となりましたことを序文にてお詫び申し上げます。

○実施検査項目

血清学的検査 (4 項目) : 甲状腺項目 (TSH、FT4)
腫瘍マーカー (CEA、CA19-9)

○結果

【甲状腺項目】

測定結果について、TSH で CV 12.41%、FT4 で CV 12.47%となった。

本年は低濃度域でサーベイを行ったため、昨年までとの比較は難しいが全体的に良好な結果が得られた。対象検査施設 2 施設において測定方法の違いから、やや低めの結果が出るのは昨年同様であった。

【腫瘍マーカー】

腫瘍マーカーの調査について、CEA で CV 6.43%、CA19-9 で CV 66.06%となった。

CEA について、低濃度域においては測定方法による差が少ないという結果が得られた。

CA19-9 については、高濃度域で調査を行った昨年と同様に、測定方法ごとに報告値がばらつく結果になった。全体の CV、測定方法毎の CV は昨年までと同様の傾向が得られた。

○総括

本年は低濃度域に調査試薬を切り替え、健常者を想定しての調査を行った。全体としては昨年と概ね同様の結果が得られた。

甲状腺項目、腫瘍マーカーは国際標準化がされておらず、測定原理や使用する標準品の種類によって報告値に差が生じている。TSH のハーモナイゼーションについて度々取り上げていたが本年測定濃度域を変更したため、評価については来年度以降に改めて行いたい。

腫瘍マーカーについて、低濃度域においても測定方法毎に報告値に差が見られている。特に CA19-9 については、測定方法によって基準値を超えるか否かの差が出ているので注意が必要である。臨床の現場においては自施設、他施設で採用している検査方法等について再確認をお願いしたい。

最後に、本年も様々な困難や多忙な状況にある中、精度管理調査に参加していただきました各施設の皆様に感謝申し上げます。

TSH

施設No.	結果 (単位: μ IU/mL)
1	0.479
基準値	0.50-5.00
5	0.489
基準値	0.50-5.00
7	0.490
基準値	0.50-5.00
8	0.490
基準値	0.500-5.000

対照検査施設

A	0.392
基準値	0.34-3.88
B	0.368
基準値	0.35-4.90

総平均	中央値	標準偏差	変動係数
0.45	0.48	0.06	12.41%



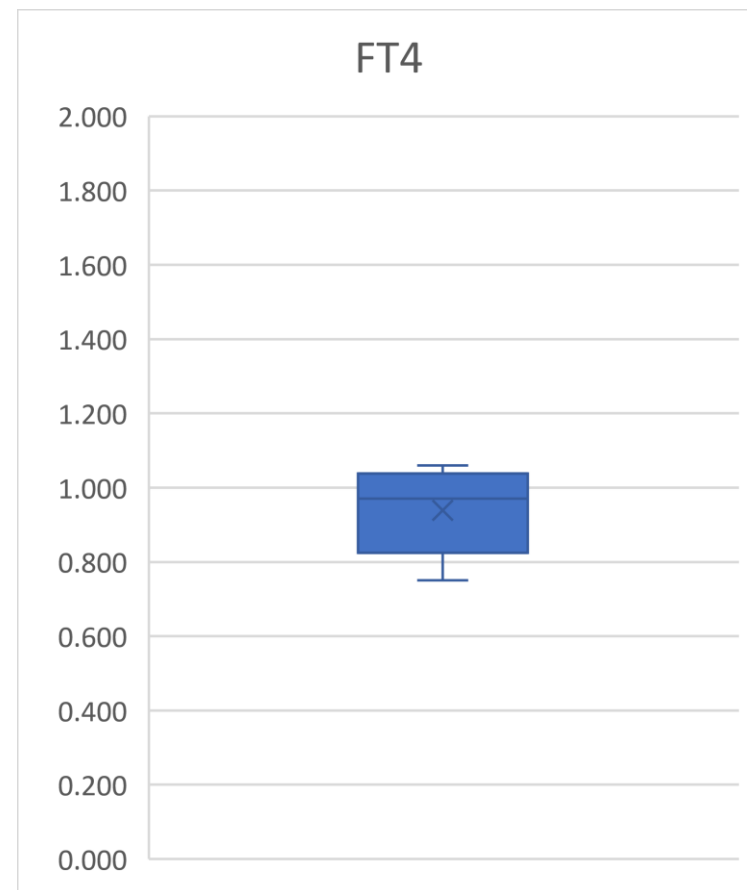
FT4

施設No.	結果 (ng/dL)
1	1.060
基準値	0.90-1.70
5	1.030
基準値	0.90-1.70
7	0.970
基準値	0.90-1.70
8	0.970
基準値	0.90-1.70

対照検査施設

A	0.850
基準値	0.95-1.74
B	0.750
基準値	0.70-1.48

総平均	中央値	標準偏差	変動係数
0.94	0.97	0.12	12.47%



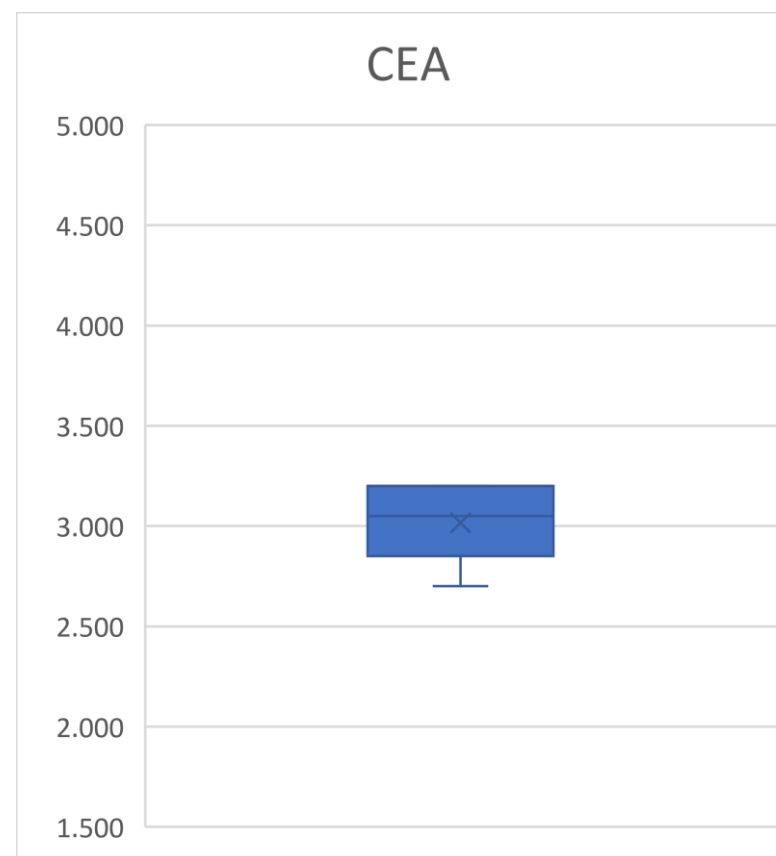
CEA

施設No.	結果 (ng/mL)
1	2.900
基準値	5.0以下
5	3.200
基準値	5.0以下
7	3.100
基準値	5.0以下
8	3.000
基準値	5.0以下

対照検査施設

A	2.700
基準値	5.0以下
B	3.200
基準値	5.0以下

総平均	中央値	標準偏差	変動係数
3.02	3.05	0.19	6.43%



CA19-9

施設No.	結果 (U/mL)
1	65.100
基準値	37以下
5	15.300
基準値	37以下
7	16.000
基準値	37以下
8	17.000
基準値	37以下

対照検査施設

A	30.900
基準値	37以下
B	56.500
基準値	37以下

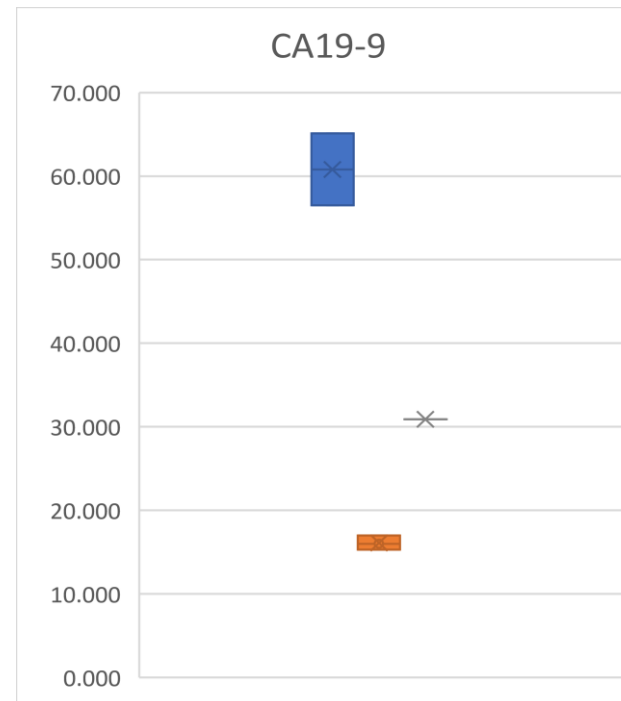
総平均	中央値	標準偏差	変動係数
33.47	23.95	22.11	66.06%

A群

総平均	中央値	標準偏差	変動係数
60.80	60.80	6.08	10.00%

B群

総平均	中央値	標準偏差	変動係数
16.10	16.00	0.85	5.31%



3 微生物学的検査

○はじめに

令和4年度ブラインド精度管理調査は保菌検査3施設、医療検査4施設で実施した。保菌検査用の検体は *Escherichia coli* (0-157 毒素非産生株) および腸管内常在細菌 (腸内細菌科細菌、腸球菌) を混入した疑似便を使用し、腸管出血性大腸菌の検出について確認した。医療検査施設用検体は *Pseudomonas aeruginosa* (臨床分離株) を使用し、呼吸器系由来疑似検体および尿疑似検体として菌種同定および薬剤感受性試験 (SIR 判定) について評価した。保菌検査、医療検査ともに、今回使用した精度管理用検体について対照施設 (1施設) で微生物学的検査を実施し参考データとした。

○実施検査項目

微生物学的検査 (2項目) : 菌種同定、薬剤感受性試験

○結果

【保菌検査】

保菌検査実施の3施設ではすべて *Escherichia coli* (0-157) を検出し、毒素産生性の確認により腸管出血性大腸菌 (陰性) あるいはベロ毒素 (陰性) と報告していた。さらに、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、についても陰性確認が行われていた。保菌検査を実施した3施設について、菌種同定及びベロ毒素の確認が適切に行われており問題はないものとする。腸管出血性大腸菌感染症は感染症法において3類感染症に分類されており、診断した医師は速やかな届け出が求められている。また、学校給食法と合わせて業務従事者の就業制限にも関わるため、原因菌の検出確認は迅速かつ正確に行われるべきである。

【医療検査】

菌種同定: 調査を実施した4施設すべてで *Pseudomonas aeruginosa* を菌量3+で検出している。対照施設の結果とも一致しており、菌種同定に関して問題はないものとする。

薬剤感受性試験: 本調査はブラインド方式としており、薬剤感受性試験についてはそれぞれの施設でオーダーされる薬剤の組み合わせが異なるため、施設ごとの比較評価が難しくなる。対照施設の検査データと比較し、SIR判定の差異がないことを確認することにより判定を行った。判定基準は「S (感受性) をR (耐性) または、R (耐性) をS (感受性)」と誤判定した場合のみ「結果報告に問題あり」とする。今回の調査ではMEPM (メロペネム) において「中間耐性 (I)」と「耐性 (R)」の差異を認めた施設が1施設あった。微量液体気積法による薬剤感受性試験では1管差の違いは許容範囲とされ、SIRに変換した場合1管差の違いでIとRの判定が変わる場合もある。また、「中間耐性 (I)」 「耐性 (R)」ともに薬剤の使用に対して注意を促す結果となるため問題なしと評価した。他の薬剤感受性結果について対照施設との差異は4施設ともに認められなかった。薬剤感受性試験について検査結果報告に問題はないものとする。

Pseudomonas aeruginosa は水回りなど生活環境中に広く常在し、健常者には通常病原性を示さない弱毒菌の一つであるが、耐性傾向が強く感染防御能力が低下した患者や抗菌薬長期使用中の患者などにおいては日和見感染の原因菌として注意が必要である。特に、広域β-ラク

タム剤、アミノ配糖体、フルオロキノロンの3系統の薬剤に対して耐性を示すものによる感染症の場合、感染症法における5類感染症の定点報告対象(薬剤耐性緑膿菌感染症)となるので注意が必要である。

○総括

今回、医療検査対象の精度管理調査では協力施設の診療科目により3施設は呼吸器系由来疑似検体を使用した。1施設のみ尿疑似検体を使用し、それに合わせて菌株の調製等を行った。本調査はブラインド形式をとっているため協力施設の状況に合わせて使用する菌株や検体採取容器など調査実施方法にカスタマイズが必要となる。今後も協力施設との連携および事前の検体準備や書類の整備には十分な注意が必要である。

令和4年度衛生検査所外部精度管理調査結果（微生物学）

給食施設（保菌検査・菌種同定のみ）

施設No	検査依頼日	報告日	検査結果報告状況	コメント	備考
2	2022年11月16日	2022年11月18日	赤痢菌（陰性）、サルモネラ菌（陰性）、EHEC（0157 +）腸管出血性大腸菌0157（陰性）、腸管出血性大腸菌026（陰性）	腸管出血性大腸菌0157（+） ベロ毒素検査陰性（VT1（-）、VT2（-））	サルモネラ菌（腸チフス、パラチフスAも含む） EHEC：腸管出血性大腸菌（0-26 0-111 0-128 0-157）
3	2022年11月16日	2022年11月16日	赤痢菌（陰性）、腸チフス（陰性）、パラチフス（陰性）、サルモネラ（陰性）、腸管出血性大腸菌0157（陰性）、腸管出血性大腸菌026（陰性）		PCRによりベロ毒素産生遺伝子の確認をしている。
4	2022年11月16日	2022年11月16日	赤痢菌（陰性）、腸チフス菌（陰性）、パラチフスA菌（陰性）、その他のサルモネラ属菌（陰性）、腸管出血性大腸菌0157（陰性）	腸管出血性大腸菌0157（+） ベロ毒素検査陰性（VT1（-）、VT2（-））	

対照検査施設

A			<i>Escherichia coli</i> （0157、ベロ毒素非産生）		
---	--	--	--	--	--

令和4年度衛生検査所外部精度管理調査結果（微生物学）

医療施設（菌種同定・薬剤感受性試験）

施設No	検査依頼日	報告日	同定菌名	菌量	コメント
1	2022年12月5日	2022年12月9日	<i>Pseudomonas aeruginosa</i> （緑膿菌）	3+	
5	2022年12月5日	2022年12月9日	<i>Ps. aeruginosa</i>	3+	
6	2022年12月5日	2022年12月9日	<i>Pseudomonas aeruginosa</i> （緑膿菌）	3+	
7	2022年12月5日	2022年12月9日	<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	3+	

対照検査施設

A			<i>Pseudomonas aeruginosa</i>	3+	
---	--	--	-------------------------------	----	--

薬剤感受性試験結果 (*Pseudomonas aeruginosa*)

	薬剤 / 施設No	1	5	6	7	対照施設 A
1	PIPC	S	S	S	S	S
2	CAZ	S	S	S	S	S
3	CZOP					S
4	CFPM	S		S	S	S
5	IPM/CS	R	R	R	R	R
6	MEPM				R	I
7	DRPM					S
8	AZT	S	S	S	S	S
9	PIPC/T					S
10	GM	S	S	S		S
11	TOB					S
12	AMK	S	S	S	S	S
13	MINO					
14	LVFX		S		S	S
15	CPFX	S		S	S	S
16	ST					
17	CL					S
18	CPZ	S		S		
19	SBT/CPZ	S		S	S	
20	CTX		S			
21	OFLX		S			
22	TAZ/ABPC				S	
23	FOM					S
24						
25						
26						
27						
28						

S : 感受性
I : 中間耐性
R : 耐性

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱（平成2年2月5日）は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組 織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は追加の委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(職 務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会 長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めたとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱（平成2年2月5日）
- (2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱（平成2年2月5日）

3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

令和4年度福島県衛生検査精度管理委員名簿

職	氏名	勤務先・職名	所属団体
委員	原 寿夫	一般社団法人郡山医師会 郡山市医療介護病院 院長	一般社団法人 福島県医師会
委員	大橋 一孝	公立大学法人福島県立医科 大学附属病院	一般社団法人 福島県臨床検査技師会
委員	佐藤 康弘	一般財団法人大原記念財団 大原総合病院 臨床検査科	一般社団法人 福島県臨床検査技師会
委員	吉田 憲治	福島赤十字病院 検査部	一般社団法人 福島県臨床検査技師会
委員	菅野 昭人	福島県衛生研究所 所長	福島県
会長	風間 秀元	福島県保健福祉部薬務課 課長	福島県